

部会の再編案について

部会の設置について（案）

平成20年2月18日
年金記録確認中央第三者委員会決定

年金記録確認第三者委員会令（平成19年政令第186号）第5条第1項及び年金記録確認中央第三者委員会運営規則第1条の規定に基づき、「部会の設置について」（平成19年7月9日、年金記録確認中央第三者委員会決定）の一部を改正し、年金記録確認中央第三者委員会に、下記のとおり、新たに厚生年金脱退手当金部会を設置する。

記

部会名	所 掌 事 務
厚生年金脱退 手当金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもののうち脱退手当金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）

以上

各部会に所属する委員について（案）

平成20年2月18日
年金記録確認中央第三者委員会委員長決定

年金記録確認第三者委員会令（平成19年政令第186号）第5条第2項及び第3項の規定に基づき、「各部会に所属する委員について」（平成19年7月9日、年金記録確認中央第三者委員会委員長決定）の一部を改正し、年金記録確認中央第三者委員会の厚生年金脱退手当金部会に所属する委員及び部会長をそれぞれ下記のとおり指名する。

記

部会名	所 属 委 員
厚生年金脱退 手当金部会	◎松倉委員、神津委員、関口委員、中村委員、能田委員、丸山委員、本木委員

◎は部会長

以上

部会の設置について（案）

平成19年7月9日
（平成19年7月25日一部改正）
（平成20年2月18日一部改正）
年金記録確認中央第三者委員会決定

年金記録確認第三者委員会令（平成19年政令第186号）第5条第1項及び年金記録確認中央第三者委員会運営規則第1条の規定に基づき、年金記録確認中央第三者委員会に下記の6部会を置く

記

部会名	所 掌 事 務
国民年金第一部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（国民年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）
国民年金第二部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（国民年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）
厚生年金第一部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）

厚生年金第二部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）
厚生年金脱退手当金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもののうち脱退手当金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）

以上

各部会に所属する委員について（案）

平成19年7月9日

（平成19年7月25日一部改正）

（平成20年2月18日一部改正）

年金記録確認中央第三者委員会委員長決定

年金記録確認第三者委員会令（平成19年政令第186号）第5条第2項及び第3項の規定に基づき、年金記録確認中央第三者委員会の下に置かれる5部会に所属する委員及び部会長をそれぞれ下記のとおり指名する。

記

部会名	所 属 委 員
基本部会	◎梶谷委員長、高野委員長代理、石井委員、衛藤委員、小澤委員、関口委員、中村委員、奈良委員、橋本(宏)委員、松倉委員、南委員、山岸委員
国民年金第一部会	◎奈良委員、相原委員、石井委員、柏木委員、片岡委員、児島委員、戸内委員
国民年金第二部会	◎松倉委員、神津委員、中村委員、能田委員、丸山委員、本木委員
厚生年金第一部会	◎衛藤委員、久禮委員、庄子委員、鈴木(暢)委員、内藤委員、橋本(副)委員
厚生年金第二部会	◎山岸委員、内野委員、小澤委員、鈴木(孝)委員、辻本委員、山本委員
厚生年金脱退手当金部会	◎松倉委員、神津委員、関口委員、中村委員、能田委員、丸山委員、本木委員

◎は部会長

以上

(参考) 年金記録確認中央第三者委員会に置かれる部会と所属委員 (案)

部会名	所 掌 事 務	所 属 委 員
基本部会	年金記録に係る苦情のあっせんに当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあっせんに関す重要事項の調査審議に関する事	◎梶谷委員長、○高野委員長代理、石井委員、衛藤委員、小澤委員、関口委員、中村委員、奈良委員、橋本(宏)委員、松倉委員、南委員、山岸委員
国民年金第一部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること(国民年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。)	◎奈良委員、○相原委員、石井委員、柏木委員、片岡委員、児島委員、戸内委員
国民年金第二部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること(国民年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。)	◎松倉委員、神津委員、○中村委員、能田委員、丸山委員、本木委員
厚生年金第一部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること(厚生年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。)	◎衛藤委員、久禮委員、庄子委員、鈴木(暢)委員、内藤委員、○橋本(副)委員
厚生年金第二部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること(厚生年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。)	◎山岸委員、内野委員、○小澤委員、鈴木(孝)委員、辻本委員、山本委員
厚生年金脱退手当金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること(厚生年金に関するもののうち脱退手当金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第2条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。)	◎松倉委員、神津委員、関口委員、中村委員、能田委員、丸山委員、本木委員

◎は部会長、○は部会長代理